

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第27号

京都市図書館の組織及び運営に関する規則

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条 京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1章、第2章及び第3章の章名を削る。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

区	分	開館時間	休館日
中央図書館	成人図書室及び参考図書室	午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月28日については、午前10時から午後5時まで	
	児童図書室	午前10時から午後5時まで	
分館	岩倉図書館、東山図書館、吉祥院図書館、向島図書館、醍醐図書館及び久我のもり図書館	午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）については、午前10時から午後7時まで	(1) 火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
		午前10時から午後7時30分まで。ただし、日曜日、土	(3) 図書館資料の整理等のために必要な期間として

	その他の分館	曜日、休日及び12月28日 については、午前10時から 午後5時まで	年間15日以内で教育長 が定める期間
右京中央図書館、伏見 中央図書館及び醍醐中 央図書館		午前10時から午後8時30 分まで。ただし、日曜日、土 曜日、休日及び12月28日 については、午前10時から 午後5時まで	

第2条 京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中「午前10時」を「午前9時30分」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)